

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 10. 22	R7. 1. 6	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和2年分） （1団体） 政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和3年分、 4年分）（2団体）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
2	R6. 11. 21	R7. 1. 8	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和3年分） （2団体） 政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和4年分） （3団体） 政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和5年分） （2団体）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
3	R7. 1. 8	R7. 1. 10	令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙における選挙運動費用収 支報告書（6名） 令和3年10月31日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収 支報告書（2名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
4	R6. 11. 12	R7. 1. 10	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収 支報告書（6名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
5	R6. 11. 12	R7. 1. 10	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収 支報告書（1名）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R6. 11. 15	R7. 1. 10	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書（2名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
7	R7. 1. 16	R7. 1. 20	政治団体設立届及び添付書類（1団体）	2		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 個人の氏名、住所、生年月日は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。ただし、法令等の規定により公にされている事項及び公にすることを予定されている事項を除く。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
8	R6. 11. 25	R7. 1. 23	令和5年分の政治資金収支報告書に併せて提出された経常経費に係る領収書等の写し（1団体）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
9	R6. 11. 27	R7. 1. 24	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書（2名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
10	R6. 11. 27	R7. 1. 24	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における事務所設置届（3名） 令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における候補者経歴書（3名） 令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書（1名）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
11	R7. 1. 10	R7. 1. 24	政治団体の収支報告書に併せて提出された領収書等の写し（令和 5 年分）（ 1 6 2 団体）	1				1											・ 東京都情報公開条例第11条第 2 項 公文書は、取得しておらず存在しないため	選挙管理委員会事務局 総務課
12	R7. 1. 17	R7. 1. 28	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書に係る領収書（ 1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
13	R7. 1. 21	R7. 1. 28	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書（ 1 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
14	R7. 1. 22	R7. 1. 28	令和 3 年 1 0 月 3 1 日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書（ 1 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
15	R6. 12. 3	R7. 1. 29	政治資金収支報告書に係る領収書等の写し（令和 5 年分）（ 1 団体）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
16	R6. 12. 3	R7. 1. 30	令和 3 年 7 月 4 日執行東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書（5 9 名） 令和 5 年 6 月 4 日執行東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における選挙運動費用収支報告書（1 名） 令和 5 年 1 0 月 1 5 日執行東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）における選挙運動費用収支報告書（1 名） 令和 6 年 5 月 2 6 日執行東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）における選挙運動費用収支報告書（1 名） 令和 6 年 7 月 7 日執行東京都議会議員補欠選挙における選挙運動費用収支報告書（9 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
17	R6. 12. 10	R7. 1. 31	政治資金収支報告書に係る領収書等の写し（令和 5 年分）（1 団体）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
18	R6. 12. 10	R7. 1. 31	政治資金収支報告書に係る領収書等の写し（令和 5 年分）（5 団体）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
19	R6. 12. 10	R7. 1. 31	令和 5 年分政治資金収支報告書に係る領収書等の写し（令和 5 年分）（5 団体）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課